

ハラスメント対策の実務対応セミナー

～2022年4月パワハラ防止法全面施行に伴う実務対応～

〈日 時〉 2024年1月25日(木) 13:30～16:30 (3H)

〈主 催〉  一般社団法人 日本経営協会

〈講 師〉 鳩谷・別城・山浦法律事務所
弁護士 山浦 美紀 氏

〈申込締切〉 1月15日まで

2022年4月1日から、大企業・中小企業を問わず、パワハラ防止法が全面施行されました。ハラスメント問題は年々多様化しており、パワハラの問題社会化や取引先からのハラスメント、就活ハラスメントなど、組織内にとどまらず、職場外においても様々な問題が生じています。事業主はこうした問題に適切に対処しなければならず、トラブルに発展した場合には、社会的信用を失う恐れもあります。

本セミナーでは、ハラスメント問題に関して、人事労務担当者や管理者が知っておくべき基本知識と実務上の留意点について法改正を踏まえて解説いたします。また、近年のハラスメント問題の動向に基づき、企業が取るべき予防策や対応策についても指針・裁判例等を交えながら具体的に解説いたします。

プログラム

第1 ハラスメントをめぐる法改正のポイント

- 1 ハラスメント関係法令と参照すべき通達・指針等の整理
- 2 パワハラ関係の改正法の概要 (定義、指針、措置義務の内容)

第2 セクハラへの実務対応

- 1 セクハラとは
 - (1) 定義
 - (2) どういう行為がダメなのか
 - (3) 誰が保護の対象か

- 2 セクハラが行われた場合のペナルティと企業がとるべき対応
- 3 セクハラと労災
- 4 LGBT等最近の法改正も踏まえた新たなセクハラ問題への対応
- 5 セクハラ裁判例

第3 パワハラへの実務対応

- 1 パワハラとは
- 2 違法性の判断基準
- 指導とパワハラの違いはどこか
- 3 パワハラが行われた場合のペナルティと企業がとるべき対応
- 4 パワハラと労災
- 5 パワハラ裁判例

講師紹介

鳩谷・別城・山浦法律事務所
弁護士 山浦 美紀 氏

2000年大阪大学法学部卒業、
2001年司法試験合格。2003年弁護士登録 (大阪弁護士会)。使用者側労働法務に特化した法律事務所のパートナー弁護士。労使紛争に関する訴訟や交渉を手がけながら、多数の企業において、労務に関する研修講師をこなす。大阪大学大学院高等司法研究科客員教授。
(以下共著)

「パワハラのグレーゾーン 裁判例・指針にみる境界事例」 (新日本法規)、「実務家・企業担当者のためのハラスメント対応マニュアル」 (新日本法規)、他多数。

申込要領

〈参加料〉 1名につき 本会会員 30,800円 一般 38,500円 (消費税込)

* 講座のテキスト資料到着後 (約開催5営業日前) のキャンセルについては、参加料の100%を申し受けます。なお、当日までにご連絡なく欠席の場合も100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

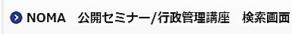
〈受講要領〉

- ・ 本セミナーはZoomウェビナー形式ですので、**カメラ・マイク不要です。**
- ・ 本会ホームページ上で【WEB申込】をお願いします。
追って、参加券、請求書、Zoomでの受講要領をお送りいたします。
- ・ 資料は開催の1週間前、視聴URLは3営業日前を目途にお送りいたします。

〈留意事項〉

- * 視聴URLはセミナー参加者のみ利用可能とし、再配布・複数名での視聴を禁止いたします。
- * 著作権保護の観点から、セミナーの録音・録画や資料の複製は固くお断りいたします。
- * Zoom接続環境 (パソコン、有線およびWi-Fiのインターネット回線を推奨) をご準備ください。
- * ネット回線・システムトラブル等による視聴の遅滞・中断等について、返金できかねますのでご了承ください。

WEB申込の方法

- 1 当協会ホームページにアクセス
<https://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー/講座」を選択
- 3 「NOMA 公開セミナー/行政管理講座 検索画面」をクリック

- 4 フリーワード欄に講座名の一部を入力して検索
- 5 お申込み講座のページを開いて、そのページ内でWEB申込

〈お問合せ先〉 一般社団法人 日本経営協会 企画研修グループ (原) E-mail ksosaka@noma.or.jp
〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 TEL 06-6443-6962 (直通)